

令和元年分確定申告(申告所得税・贈与税・個人事業者の消費税)の

申告・納付期限が延長されました

申告・納付期限

令和元年分確定申告(申告所得税・贈与税・個人事業者の消費税)の申告・納付期限は、令和2年4月16日(木)となりました。

パソコン・スマホで e-Tax 送信

パソコンやスマートフォンをお持ちの方であれば、マイナンバーカードや税務署で発行するID・パスワードにより、**自宅等から e-Tax を利用して申告**できます。

※ e-Tax をご利用いただけない場合には、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成いただいた申告書をプリントアウトの上、郵送等で提出していただくことも可能です。



申告書作成はコチラ

令和元年分の還付申告

令和元年分の還付申告については、5年間申告することが可能であり、**令和6年12月31日まで**申告することが可能です。

 国税局・税務署